

副本

平成25年(ワ)第1356号、平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金国家賠償請求事件

原 告 甲 ほか67名

被 告 国

第 9 準 備 書 面

平成29年7月14日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御 中

被告指定代理人

甲 谷 健 幸 長 谷 川 律 金 子 智 美 塩 田 剛 志 越 政 樹 藤 崎 雅 高 

被告は、本準備書面において、原告らの2017（平成29）年6月12日付け求釈明申立書（以下「求釈明申立書(3)」という。）を踏まえ、下村大臣が政治外交目的で本件不指定処分を行った旨の原告らの主張ないしこれを裏付けるとされる資料の本件訴訟における位置づけについて整理した上で、求釈明申立書(3)に対し、必要と認める範囲で回答する。

なお、略語等は、本準備書面において新たに定めるもののほかは、従前の例による。

第1 原告らが求釈明申立書(3)で開示を求める各資料は、いずれも本件争点との関係で必要性がないこと

- 1 求釈明申立書(3)の「開示を求める理由」（第1の2・2ページ、第2の2(2)・3及び4ページ）に係る説明によれば、原告らは、求釈明申立書(3)で開示を求める各資料について、いずれも下村大臣が政治外交目的で本件不指定処分及び本件省令1条1項2号ハの規定削除を行ったことを裏付けるものとして位置づけているようである。
- 2 (1) しかしながら、本件において、原告らは、下村大臣が行った本件不指定処分により損害を被ったとして、国賠法1条1項に基づき損害賠償を求めていいるところ、その請求の当否は、第一義的には、本件不指定処分が違法であるか否かの問題にあるといえる。そして、本件不指定処分は、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らないことを理由にされたものであるから、本件不指定処分が違法であるか否かは、本件規程13条の定める処分要件の適合性の有無の問題に帰着する。

この点、本件規程13条は、「…指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権への確実な弁済など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」と規定しているところ、かかる要件の適合性ないし充足性については、就学支援金支給が授益的処分としての性格を有するもの

である以上、原告らにおいて主張立証すべきものであることは明らかである。そして、当該要件における「就学支援金の授業料に係る債権への確実な弁済」や「法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない」との事情は、その文言に照らしても、当該要件に該当する客観的事実の有無に基づき認定されるべき事柄であって、政治外交目的などといった判断権者の内心ないし主観を考慮しなければその適合性を判断することができないというような筋合いのものではない。これらの要件充足性は、本件申請に当たって各朝鮮高級学校から提出された資料、支援室からの照会に対する各朝鮮高級学校からの回答のほか、種々の資料から処分当時に認められた客観的事実関係によって事後的かつ客観的に判断されるべきものであり、その際、処分の適否が、判断過程における事情や、判断権者である文部科学大臣の内心に係る主観的事情により左右されるものでないことは明らかである。

(2) これに対し、原告らは、前記1のとおり、本件不指定処分が政治外交上の理由という他事考慮によってされたか否かを問題とするところ、これは、いわば、裁量処分に対する司法判断において、判断要素の選択や判断過程の合理性欠如に着目した判断過程統制手法が採られていることを前提に、本件についても当然にこれが妥当すると解するものである。

しかしながら、前記(1)のとおり、本件不指定処分の適否は、本件規程13条の文言に即して、処分当時に存在した事実関係を前提として、事後的かつ客観的に判断されるべきものである。そもそも、本件規程は、本件省令1条1項2号ハの「文部科学大臣が定めるところにより」との委任を受けて「高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるもの」の内容を定めた法規命令としての性格を有するものであって、裁量基準、解釈基準、審査基準、処分基準とは異なり、国民に対する直接的な法的拘束力を有する規定である。したがって、処分行政庁としては、上記の「高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるもの」の要件充足性を、本件規程の各条の定めるところ

ろに基づいて判断することを義務付けられており、そこに、原告らの主張が前提とするような意味での判断要素の選択やその重み付けに関する広範な裁量的判断が生ずる余地はないのである。

このように、本件規程13条の要件充足性が争われている本件においては、種々の利益や事情、知見等を総合的に考慮し、その判断要素の選択や重み付けをも的確に判断しながら、専門技術的裁量に基づき処分要件を解釈適用するといった、一般的な裁量処分に求められる判断過程がそもそも存在しないのであって、処分行政庁としては、本件規程13条所定の要件該当性に関する具体的事実（授業料債権への弁済への確実な充当の見込みの有無、教育への不当な支配の有無等）を証拠に基づき端的に認定判断するほかないものである。すなわち、その過程において、他の政治外交的な配慮を介在させる余地はないし、また、裁判所は、処分行政庁の行った判断過程をたどり直し、その合理性の有無を検証するという判断手法を探ることなく、端的に、処分当时に存在した事実を認定し、これを基に、九州朝鮮中高級学校が処分時点において本件規程13条の要件を充足していたか否かを事後的かつ客観的に判断すれば足りるものである。

(3) なお念のため、この点を更にふえんし、本件に即して述べると、客観的事実関係に照らして、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条の要件に適合するとはいえない場合には、結局、指定外国人学校の指定の要件を充足しないのであるから、下村大臣の主觀のいかんにかかわらず、不指定処分を行うよりほかなく、もとより、当該処分は適法といえる。一方、仮に、客観的事実に照らして九州朝鮮中高級学校が本件規程13条の要件に適合すると認められる場合には、下村大臣の主觀いかんにかかわらず指定外国人学校の指定処分をすべきなのであって、それにもかかわらず、不指定処分がなされたのであれば、下村大臣の主觀を問題とするまでもなく、当該処分は違法となるのである。

このように、仮に上記の判断の結果、同学校が処分時点において本件規程13条の要件を全て充足していたと判断されれば、本件不指定処分は違法となるところ、仮にそのような結論となった場合には、結果的に、本件不指定処分には、調査不足、他事考慮、検討不足等の問題点があったことが事実上推認される可能性が生ずることになるが（もちろん、処分当時に処分行政庁が調査を尽くしても明らかにすることができるないような事情が事後的に発見された場合は別である。）、このように、他事考慮の有無等は、本件不指定処分の適否が決せられた結果、派生的に生ずる問題点にすぎないものである。したがって、このような他事考慮の有無等を審理するために関係する資料の証拠調べを必要とするというような発想は本末を転倒するものであるといわざるを得ないのである。

第2 求釈明申立書(3)に対する回答

前記第1で述べたとおり、結局のところ、本件の実質的な争点は、本件規程13条に適合すると認めるに至らないとの判断が客観的な事実関係に照らして妥当か否かという法的評価に尽きるのであって、その点に処分当時の下村大臣の主観が介在する余地はない。本件規程13条の要件充足性は、処分当時に存在した客観的事実関係に照らして判断されるべきものであるから、原告らが求釈明申立書(3)で開示を求める理由として挙げる他事考慮に関する文書等の内容やその存在・不存在は、争点とは無関係であって、開示の必要性がない。

しかし、被告は、本件の審理を促進する観点から、求釈明申立書(3)に対し、以下のとおり回答するものである。

- 「審査会委員の意見及び審査会の状況に関する資料」とは、甲第20号証の4の1ないし同号証の7の7である。

また、「支援室が実施した調査に係る種々の資料」とは、乙第6号証の1ないし4、第7号証ないし第34号証（書証の枝番号の記載は、省略する。）及

び第51号証ないし第53号証である。

2 下村大臣に対する説明に際し、望月主任視学官が持参した資料は、被告の回答書(3)第2(2及び3ページ)において述べたとおりである。

なお、原告らが主張する「3案」を説明するペーパー等は存在しない。

3 平成24年10月30日に退任した和田勝行支援室長から、同月31日に就任した水田功支援室長に対して、「引き継ぎの趣旨で作成された文書」は、存しない。

以上

略称語句使用一覧表

2017/7/14

用語	略語	記載書面	ページ数
学校法人福岡朝鮮学園	本件法人	答弁書	4
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学援金の支給に関する法律(甲第1号証)	支給法	答弁書	4
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(文部科学省令第13号。甲第3号証)	本件省令	答弁書	4
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程(甲第4号証)	本件規程	答弁書	4
本件法人が、本件規程14条に基づき文部科学省に提出した申請書類(甲第12号証、乙第1号証)	本件申請書類	答弁書	4
朝鮮民主主義人民共和国	北朝鮮	答弁書	5
大韓民国	韓国	答弁書	5
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令(文部科学省令第3号)	本件改正省令	答弁書	6
本件省令1条1項2号ハを削除したこと	本件省令改正	答弁書	6
文部科学大臣が、平成25年2月20日付で本件法人を含む朝鮮高級学校について不指定の処分を行ったこと(甲第13号証)	本件不指定処分	答弁書	6
本件法人が、文部科学大臣に対し、本件省令14条1項に基づき、本件省令1条1項2号ハに基づく指定を受けるための申請	本件申請	答弁書	6
高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議	検討会議	答弁書	10

略称語句使用一覧表

2017/7/14

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	国際人権A規約	答弁書	11
市民及び政治的権利に関する国際規約	国際人権B規約	答弁書	11
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	人種差別撤廃条約	答弁書	11
民族的、宗教的及び言語的マイノリティに属する人々の権利に関する宣言	マイノリティ宣言	答弁書	12
我が国に居住する外国人を専ら対象とする各種学校	外国人学校	第1準備書面	4
就学支援金の支給の対象となる学校	支給対象外国人学校	第1準備書面	4
国家賠償法	国賠法	第1準備書面	4
生徒又は学生	生徒等	第1準備書面	5
在日本朝鮮人総聯合会	朝鮮総聯	第1準備書面	6
公立高等学校以外の高等学校等	私立高等学校等	第1準備書面	7
高等学校等就学支援金の支給に関する審査会	審査会	第1準備書面	32
文部科学省初等中等教育局財務課 高校修学支援室	支援室	第1準備書面	32
株式会社整理回収機構	機構	第1準備書面	34

略称語句使用一覧表

2017/7/14

原告らの2014年(平成26年)9月18日付け準備書面(1)	原告準備書面(1)	第2準備書面	4
原告らの2014年(平成26年)9月18日付け準備書面(2)	原告準備書面(2)	第2準備書面	4
広島地方裁判所平成19年4月27日判決(乙第40号証)	広島地裁判決	第2準備書面	16
平成25年11月の東京都による「朝鮮学校調査報告書」(乙第41号証)	報告書	第2準備書面	18
最高裁判所昭和51年5月21日大法廷判決	昭和51年最高裁判決	第2準備書面	22
原告らの2014年(平成26年)12月15日付け準備書面(3)	原告準備書面(3)	第3準備書面	4
原告らの平成27年7月9日付け準備書面(5)	原告準備書面(5)	第4準備書面	3
原告らの平成27年7月9日付け準備書面(6)	原告準備書面(6)	第4準備書面	3
原告らの平成27年10月30日付け準備書面(8)	原告準備書面(8)	第5準備書面	4
原告らの平成27年10月30日付け準備書面(9)	原告準備書面(9)	第5準備書面	4
原告らの平成27年11月6日付け準備書面(10)	原告準備書面(10)	第5準備書面	4
原告らの平成27年12月9日付け準備書面(11)	原告準備書面(11)	第5準備書面	4
大阪市立大学大学院文学研究科教員の伊地知紀子氏	伊地知氏	第5準備書面	17

略称語句使用一覧表

2017/7/14

大阪市立大学大学院文学研究科教員の伊地知紀子氏が大阪府下にある朝鮮学校に子どもを就学させている保護者に対して平成26年に行ったアンケート調査	本件アンケート	第5準備書面	17
下村前文部科学大臣	下村大臣	第5準備書面	25
原告らの2016年3月7日付け準備書面(12)	原告準備書面(12)	第6準備書面	5
原告らの2016年6月1日付け準備書面(13)	原告準備書面(13)	第8準備書面	5
原告らの2016年6月9日付け準備書面(14)	原告準備書面(14)	第8準備書面	5
原告らの2016年9月27日付け準備書面(15)	原告準備書面(15)	第8準備書面	5
原告らの2016年9月27日付け準備書面(16)	原告準備書面(16)	第8準備書面	5
原告らの2016年12月7日付け準備書面(17)	原告準備書面(17)	第8準備書面	5
原告らの2016年12月7日付け準備書面(18)	原告準備書面(18)	第8準備書面	5
原告らの2016年12月7日付け準備書面(19)	原告準備書面(19)	第8準備書面	5
原告らの2016年12月7日付け準備書面(20)	原告準備書面(20)	第8準備書面	5
平成28年3月29日付け「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について(通知)」	平成28年通知	第8準備書面	5
成嶋隆氏の「朝鮮高校生就学支援金不支給違憲損害賠償請求事件に関する意見書」	成嶋意見書	第8準備書面	28

略称語句使用一覧表

2017/7/14

安達和志氏作成の2016年5月 20日付け「意見書」	安達意見書	第8準備書面	54
三輪定宣氏作成の2016年9月 22日付け「朝鮮高校生就学支援 金差別事件に関する意見書－無償 教育の意義と朝鮮高校生就学支援 金差別の不当性－」	三輪意見書	第8準備書面	55
「決裁・供覧」という表題の文書	決裁・供覧	第8準備書面	60
原告らの2017(平成29)年 4月6日付け求釈明申立書	求釈明申立書(2)	回答書(3)	2
望月禎主任視学官	望月主任視学官	回答書(3)	2
原告らの2017(平成29)年 6月12日付け求釈明申立書	求釈明申立書(3)	第9準備書面	2

平成29年7月14日

送 信 書

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

[FAX 093-581-9321]

原告ら訴訟代理人 弁護士 金敏寛 様

[FAX 093-953-8752]

被告指定代理人 長谷川 律 
 [TEL 092-721-4577]
 [FAX 092-735-1589]

福岡地方裁判所小倉支部 平成25年(ワ)第1356号

平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金国家賠償請求事件

原 告 甲ほか67名

被 告 国

次回期日 平成29年7月25日 午前11時00分

送信文書内容 第9準備書面 1通 (6枚)

略称語句使用一覧表 1通 (5枚)

上記のとおり、本文書を含めず11枚を送付します。

なお、原告ら訴訟代理人におかれましては、受領後、直ちに落丁の有無を確認し、下記受領書部分に受領の旨を記載の上、当代理人と福岡地方裁判所小倉支部第3民事部の2か所に、そのままFAX送信していただきますようお願いいたします。

(切り取らない)

受 領 書

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

被告指定代理人 長谷川律 弁護士 金敏寛 様

上記文書計 11 枚を平成29年7月18日受領しました。

原告ら訴訟代理人 弁護士 金敏寛

